

令和6年度インバウンドコンテンツ造成支援事業公募に係る質問及び回答について

No.	質問内容	回答
1	本支援事業でのインバウンドとは訪日外国人の事なのか、県外から茨城県へ呼び込むという事なのか。	本事業におけるインバウンドとは、訪日外国人旅行のことを指します。
2	補助額1/2の認識について：1000万円の事業の場合500万円補助いただけるということか。	全事業費が補助対象経費となる前提で、1000万円の事業の場合、その1/2の500万円の補助を受けることができます。2000万円の事業の場合は、その1/2で補助上限額の1000万円の補助を受けることができます。
3	評価項目の②消費効果（高付加価値化、地域への経済効果）：どのように示せばよいか。	コンテンツの高付加価値化による価格の増加（既存コンテンツの場合は増加額、新規コンテンツの場合は類似商品の価格との比較など）や、コンテンツの提供に必要な消費（原材料費、人件費等）や、来訪者の現地での消費効果（飲食や買物、宿泊、交通費等）について、想定される費目や費用感を記載ください。
4	採択された場合、概算払い請求をしたいと考えている。手続き方法と手続き後の振り込みまでの期間を教えてください。	補助要綱で認める方針である。入金までの期間は概算払い請求書をいただいてから概ね1か月を予定しています。
5	請求書に見積もりを添付する際、支払った実際の実績額と変わってしまうときがあると思うが、多く補助金をもらっている際には返す等の最終的な調整があるのか。また、どの程度の割合で概算払いが使えるのか。	概算払いを受けた事業者は、年度末に過不足金を精算します。事業者が貰い過ぎた場合は払い戻す手続きを行っていただくこととなります。なお、概算払いの上限は交付決定額の9割とする予定です。